

令和8年度

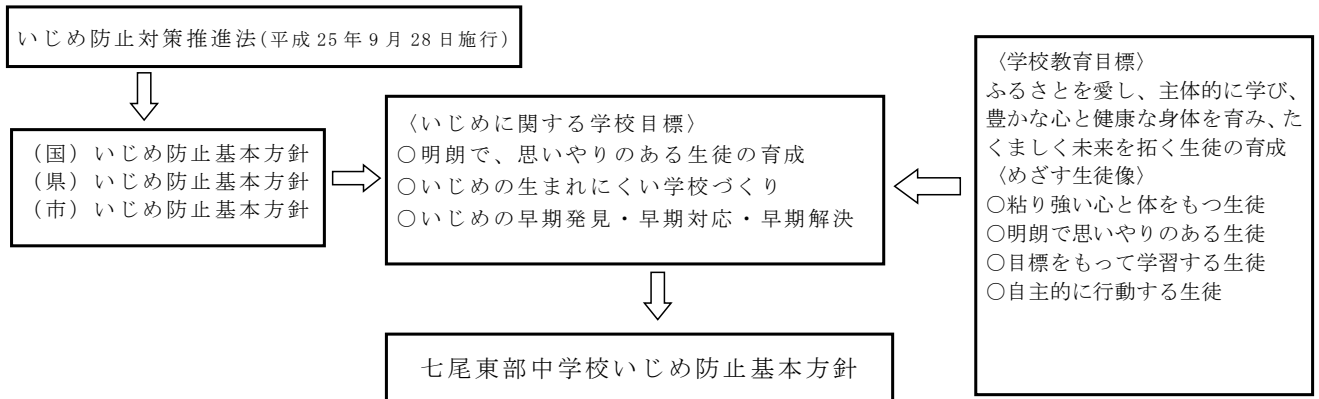
「いじめ防止基本方針」

七尾市立七尾東部中学校

目次

1	いじめの問題への基本姿勢	P1
2	いじめ防止等のための組織	P2
3	いじめの理解	P5
4	いじめの未然防止	P7
5	いじめの早期発見	P8
6	いじめに対する措置	P10
7	いじめの解消について	P13
8	ネット上のいじめの対応について	P13
9	家庭・地域の役割	P15
10	いじめの取組の検証・見直し	P16
11	重大事態について	P17
12	主な相談機関	P18
	<別表>いじめの指導における各教科・領域での関連指導事項	P19

○学校目標



1 いじめの問題への基本姿勢

(1) 学校を挙げた積極対応

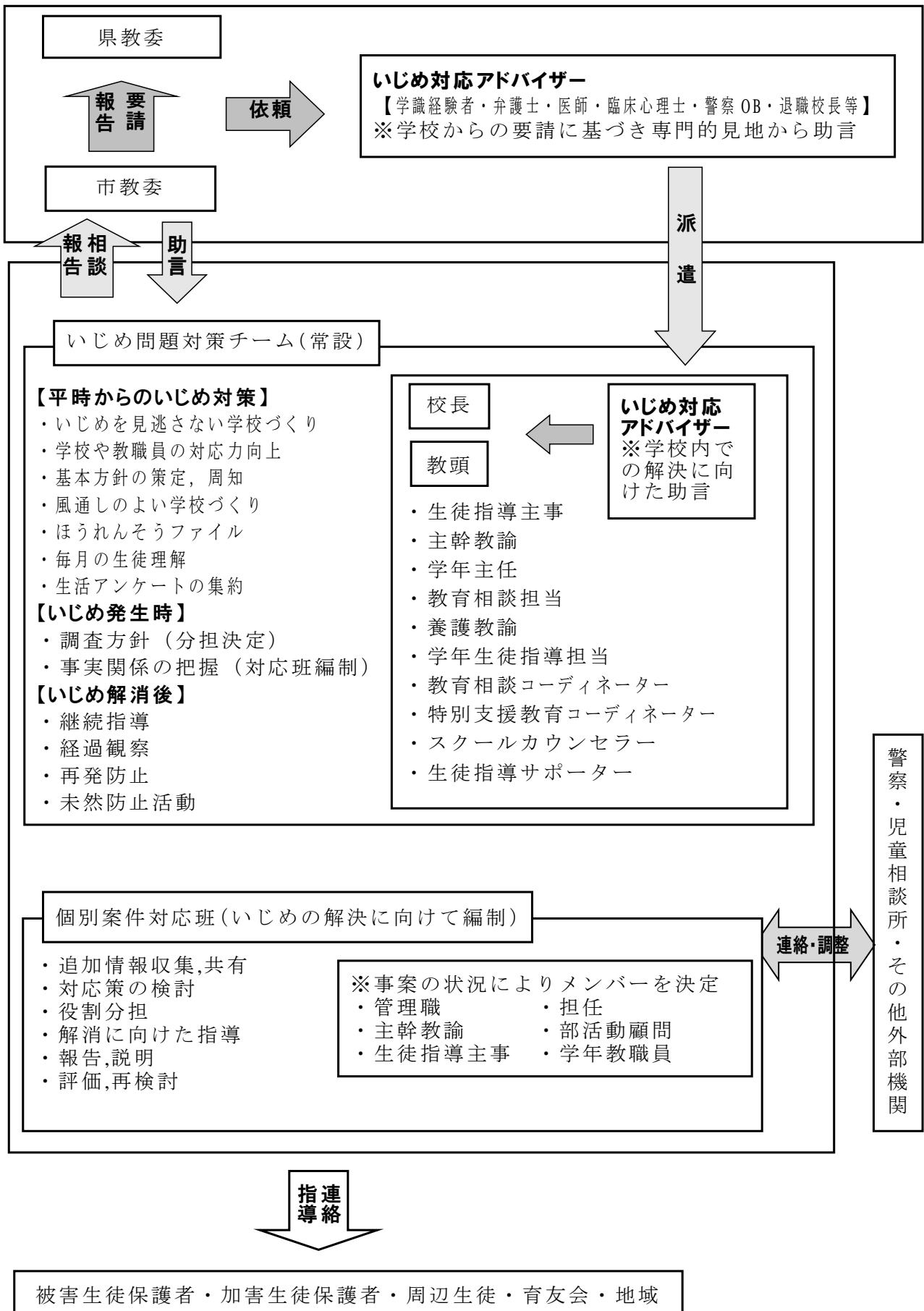
- ① いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校全体で組織的に対応する。
- ② いじめは全ての生徒に関する問題であり、いじめ防止等の対策は安心な学校生活を送り、様々な活動が行われるよう、学校内外を問わず取り組む。
- ③ いじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分理解させて、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策を行う。
- ④ 学校は校長をトップとする『いじめ問題対策チーム』を常設し、いじめを見逃さない学校づくりを推進する。
- ⑤ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校づくり」を推進する。
- ⑥ いじめ防止のための取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえた取組の改善を図る。

(2) 平時からの基本姿勢

- ① いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを全教職員が認識する。日頃から児童生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- ② いじめは人間として絶対に許されないという意識を学校教育全体で生徒一人一人に徹底する。
 - ・いじめられている生徒を学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
 - ・いじめる生徒に対しては出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要である。
 - ・インターネット上でのいじめの未然防止のために、情報モラルの指導や保護者への理解と協力を求めていく。
- ③ 生徒一人一人を大切にする意識や日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
 - ・教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒のいじめを助長したりすることのないようにする。
 - ・配慮が必要な生徒については日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
 - ・一場面での指導により解決したと即断することなく継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
- ⑤ 定期的な調査と必要に応じたきめ細かな実態把握につとめ、情報を全職員で共有する。
 - ・生徒が発するサインを見逃さないように生徒の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。なお、いじめの情報を学校内で共有しないことは「いじめ防止対策推進法」の規定に違反し得ることとなる。

2 いじめの防止等のための組織

(1) 組織図



(2)「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・生徒・保護者・地域の方々等が相互に協力しながら生徒の健全育成を図り、「いじめは絶対に許されない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指す。

(3)「いじめ問題対策チーム」の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員やスクールカウンセラー等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を常設する。

(4)未然防止のための各担当の行動内容

担 当	行 動 内 容
学校長	●学校内の統制と全体指揮●緊急事態の確認・判断●関係諸機関への説明責任●各担当への指導・助言
教頭	●各関係機関及び各担当の窓口●各関係機関及び各担当等へのコーディネーター的役割●各担当への指導・助言
生徒指導主事	●情報収集窓口、管理職（学校長・教頭）への報告等 ●月2回の生活アンケート調査、分析、対策案の提示 ●「ほうれんそう」ファイルの集約・整理 ●いじめに関する校内研修の計画・実施 ●いじめ対応アドバイザーとの連絡、調整 ●生徒指導サポーターとの連携 ●教育相談担当との連携窓口 ●学校生活における規律の確立 ①研究主任とも連携・協力し、体制を整える（学習面） ②生徒会担当とも連携・協力し、規範意識の育成・向上を図る（生活面）
教育相談担当	●教育相談に関する迅速な情報収集と学校全体の組織的な取組の体制確立に向けた指導・助言を行う。 ●いじめ撲滅に向け、生徒指導主事と連携し、いじめ対策チームのアドバイザーとして個別案件対応班との連絡・調整と指導・助言を行う。 ●悩みアンケートや個別面談による情報収集や実態把握に努め、生徒や保護者の教育相談を積極的に促進する。
教育相談コーディネーター 特別支援コーディネーター	●生徒指導部会との連携窓口 ●教育相談計画 ●特別支援コーディネーターとも連携し、気になる生徒への支援や対策の検討・実施 ●個別支援シートへの記録記入・整理等 ●スクールカウンセラーとの連携窓口 ●教育相談担当と連携し、気になる生徒への支援や対策の検討・実施
主幹教諭	●規範意識向上やいじめに関する全校集会の開催 ●いじめ及び人権啓発等講演会の企画・運営 ●学級活動等における人間関係づくりの働きかけ ●家庭や地域と連携した取組の計画・実施
研究主任 学力向上担当	●わかる授業の推進 ●授業のユニバーサルデザインの推進 ●学習規律の確立（七尾東部スタンダード）、生徒指導主事とも連携・協力し体制を整える
養護教諭	●全校生徒の健康状態や欠席・早退状況等を把握しながら、生徒のささいな変化を見逃さないように努める。 ●気になることは報告する。（学担・生徒指導主事・教育相談担当・管理職等へ）
スクールカウンセラー	●教育相談コーディネーターと連携・協力し、相談を希望する生徒や保護者に対応し、悩みや心配事へのカウンセリングを実施 ●スクールカウンセラーだよりを通して、カウンセリングや心の健康について啓発する。
生徒会担当	●生徒会が中心となる取組の企画・運営 ①規範意識の育成・向上を図る集会の企画・運営（学習規律・挨拶運動など） ②日常的な活動として、「いじめ追放」の取組の企画・運営（ネットルールづくり）
学年主任	●学級担任と連携をとりながら、生徒の動向の共通理解を図る。
(その他) ・各学級担任 ・全教職員	●生活ノート、アンケート、教育相談や学級での様子から、いじめの早期発見に努める。 ●全生徒の情報収集や共通理解を図るために、ほうれんそうファイルへの記録記入に努める。 ●授業等、学校生活においても観察等により、生徒のささいな変化にも気付くよう努める。 ●生徒が自己存在感を高め、生徒が「居場所」を実感できるような共通実践を図る。 ●道徳教育の充実による人権感覚や道徳性の育成を図る。

(5) 年間行動計画

月	校長	教頭	生徒指導主事	教育相談担当	主幹教諭	研究主任	生徒会担当	学級担任・学年主任	全職員
4	・学校いじめ防止基本方針の作成	・関係機関との打合せ	・部会で分掌の確認 ・いじめ問題対策チームの立ち上げ ・保護者向けネットトラブル防止啓発	・部会で分掌の確認 ・学校生活での悩みやいじめにかかわる相談体制の整備 ・相談窓口の周知徹底 ・校内研修会で専門相談員派遣要請	・学習ルールの意義に関する全校集会を生徒指導主事や研究主任と連携して実施①	・部会で分掌の確認 ・自己決定、自己肯定感、共感的人間関係の視点を含めた学校研究提案 ・学習ルールの意義について全校集会で確認する	・異学年の交流(生徒総会、委員会活動)を通して人間関係を構築する	・学活でよりよい人間関係づくりを構築する機会を設定 ・人間関係づくりエクササイズ(1年)を実施し、コミュニケーション能力を育成	①毎月・生徒理解・支援シート(共有ファイルにおいて生徒指導に関する情報交換)による生徒の様子把握及び共通理解を实践
5	・学校いじめ防止基本方針の周知 ・学校評議員会開催 ・民生児童委員学校訪問	・いじめ対応アドバイザーとの打合せ①	・いじめ対応アドバイザーの助言を受けての取組 ・学校生活アンケートへの対応	・悩み調査と定期教育相談の実施 ・気付き票、個別支援シートの提案と共通理解のための校内研修実施	・全校集会で人権に関する講義と人権教育担当と連携しながら実施		・学級、学年での活動(生徒会行事)を通して自己肯定感や自己有用感を高める	・教育相談での生徒理解と情報共有	②担任を中心に生活ノート・アンケート・教育相談等を通じて知り得た情報のうち・気にかかるとは直ちに報告・相談をする。
6		・学校評価アンケートの提案	・学校生活アンケートへの対応 ・QUからの実態把握	・教育相談の実施	・非行被害防止教室開催	・校内研修企画実施	・生活集会を通じて人と関わることの喜びや大切さについて啓発	・ピアキッズスクール(1年)を通して規範意識の高揚	
7	・いじめに関する校内研修	・いじめ調査の実施 ・学校評価アンケートの実施	・いじめ調査への対応 ・学校評価アンケートから1学期の取組検証	・校内支援委員会の総括①	・授業に関するアンケート実施、分析、改善策を提案 ・長期休業の過ごし方についての全校集会を生徒指導主事と連携して行う	・校内研修企画実施 ・授業に関するアンケートを生徒、保護書、教職員対象に実施、分析、改善策を主幹と連携して提案	・人間関係に関するアンケートの実施、分析、啓発	・学級集団理解調査(QU)を実施、共通理解、対策 ・職場体験学習を通して社会性を育成する(2年)	
評価 ◎△									③規律・学力・自己有用感を確立させることを通じて「居場所」・「絆」・「自己有用感」づくりをめざした共通実践を行う。
8	・保護者懇談を受けての対応	・いじめ対応アドバイザーとの打合せ②	・校内研修開催(学級集団理解、いじめ防止)				・平和集会を通じて平和、生命、人権の大切さを啓発	・地域ボランティア参加を通して自己有用感を育成	
9	・学校評議員会開催 ・民生児童委員学校訪問		・学校生活アンケートへの対応	・校内支援委員会の開催	・全校集会で人間関係づくりに関する講話実施	・校内研修企画実施		・修学旅行、バス遠足でより良い友人関係、集団づくり、社会性の育成	
10	・個別案件に関する総括(前期)	・相談箱、相談窓口の取組総括(前期)	・人間関係エクササイズ実施 ・学校生活アンケートへの対応	・校内支援委員会の開催	・学習ルールの意義に関する全校集会を生徒指導主事や研究主任と連携して実施②	・校内研修企画実施	・学校祭(文化祭、体育祭)参画を通して、生徒同士の絆づくりを進め・自己有用感の高揚	・学校祭の活動を通して人間関係を深める	
11	・いじめに関する校内研修		・人権週間の取組提案 ・学校生活アンケートへの対応	・悩み調査と定期教育相談の実施 ・校内支援委員会の開催 ・気付き票に関する共通理解		・校内研修企画実施	・全校集会で自らの学校生活を見直す提言を行うことでより自律的な集団づくりを推進	・教育相談での生徒理解と情報共有	
12		・学校評価アンケートの実施	・いじめ調査への対応 ・学校評価アンケートから2学期の取組検証	・校内支援委員会の総括②	・授業に関するアンケート実施、分析、改善策を提案 ・長期休業の過ごし方についての全校集会を生徒指導主事と連携して行う	・校内研修企画実施 ・授業に関するアンケートを生徒、保護書、教職員対象に実施、分析、改善策を主幹と連携して提案	・人権週間の取組提案 ・ネットルールづくり	・学級集団理解調査(QU)の結果の共通理解と対策を進める	*生徒理解とほうれんそうの充実促進
評価 ◎△									
1	・保護者懇談を受けての対応 ・民生児童委員訪問	・いじめ対応アドバイザーとの打合せ③	・学校生活アンケートへの対応	・校内支援委員会の開催	・学習ルールの意義に関する全校集会を生徒指導主事や研究主任と連携して実施②	・校内研修企画実施		・職業講義を通して人と関わることの大切さに気づくことができるようにする(1年)	
2	・個別案件に関する総括(後期) ・学校評議員会開催	・いじめ調査の実施	・小中連絡会の開催 ・いじめ調査への対応	・悩み調査と定期教育相談の実施 ・校内支援委員会の開催		・研究のまとめ	・人間関係に関するアンケートの実施、分析、啓発	・生活チェックを行い、自己の生活を見つめ直す機会を設定 ・教育相談で生徒理解と情報共有	1学期評価
3	・学校いじめ防止基本方針の見直し	・相談箱、相談窓口の取組総括(後期)	・個人カードの点検 ・学校評価アンケート検証 ・学校生活アンケートへの対応	・生徒理解、支援シート(共有ファイル)の整理 ・1年間の振り返り及び次年度への引き継ぎ準備	・保護者、教職員へのいじめ等へのアンケートを実施、分析、次年度への改善策を提案	・次年度への引き継ぎ準備			2学期評価
評価 改善									

3 いじめの理解

いじめはどの生徒にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに生命又は身体に重大な危険を生じさせる。さらに、最近のいじめはスマートフォンや音楽プレーヤー、ゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

(1) いじめの定義

平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ・いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「法」第 2 2 条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは学校の内外を問わず、同じ学校、学級、部活動、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・下記のような場合、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
 - * 好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合
 - * 軽い言葉で相手の傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合
- ・ただしこれらの場合であっても、法が定義する「いじめ」に該当するため「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

(2) 「いじめは笑いに隠される」

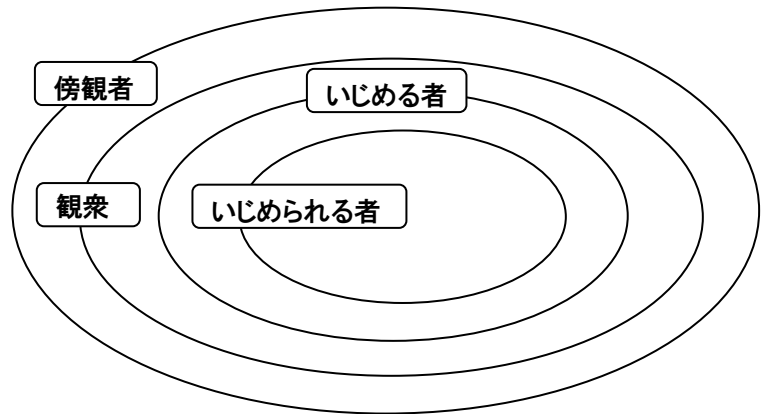
いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(3) いじめの四層構造

いじめは「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



(4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当するを見えにくくしている場合があり、児童に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行罪」(刑法第 208 条)
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害罪」(刑法第 204 条)
- ・学校に来たら危害を加えると脅す → 「脅迫罪」(刑法第 222 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要罪」(刑法第 223 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝罪」(刑法第 249 条)
- ・教科書等の所持品を盗む → 「窃盗罪」(刑法第 235 条)
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗罪」(刑法第 236 条)
- ・自転車を故意に破損させる → 「器物損壊罪」(刑法第 261 条)
- ・校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く → 「名誉棄損罪」(刑法第 230 条)、「侮辱罪」(刑法第 231 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ罪」(刑法第 176 条)
- ・児童の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する → 「児童ポルノ提供等」(児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条)

4 いじめの未然防止

生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で安心して学校生活を送ることができ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

(1) わかる授業づくり

- ・ いじめ加害の背景には勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないように、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 生徒が主体的に学習に参加できるような課題を設定し、まとめや振り返りの時間を確保する。
- ・ 「学び合い」を取り入れることで、すべての生徒が授業の参加できる場面を設定する。
- ・ 教職員が互いの授業を気軽に参観できる体制づくりを進め、授業改善を図る。

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・ 道徳教育の目標を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的、計画的に実践する。
- ・ いじめに関する事例を取り上げ、生徒が自分自身のこととして多面的、多角的に考え、議論していくような授業を積極的に行う。

(3) 規範意識の育成

- ・ 校内での規律や授業中の規律を定着させることで規範意識を醸成するとともに、生徒が安心して学ぶことができる環境を作る。
- ・ 「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした態度で指導する。
- ・ 学校や学年として揃えていくべき事柄を全教職員で確認し、共通理解したことは徹底する。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

- ・ ねたみや嫉妬などのいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるようにする。
- ・ 学校の教育活動全体を通じて生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供する。
- ・ 生徒の自己有用感が高められるよう努める。

(5) 生徒会などが中心となる取組

- ・ 「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人一人が持ち、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。
- ・ 学級活動等の特別活動において生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。
- ・ 生徒会活動として、「いじめ追放」に関する宣言を採択する。
- ・ 生徒会、学級、部活動などを単位として、玄関で挨拶を交わし合う。

(6) 体験活動を取り入れた取組

- ・ ボランティア活動などを通じて素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

(7) 生徒が主体的に活動する取組

- ・ 自分以外の考え方にふれ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを気遣う気持ちを身に付ける。

(8) 家庭や地域と連携した取組

- ・ 生徒だけではなく、家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない、風通しのよい学校づくり」に取り組む。
- ・ 保護者を対象に非行被害防止教室を開催し、「ネットいじめ」の事例などをもとに、いじめの問題に対する理解を深めるとともに、家庭で果たすべき役割等について考える機会とする。

(9) 配慮が必要な生徒について

- ・ 発達障害を含む障害のある生徒が関わるいじめについて、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

5 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。いじめの早期発見のために定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から、授業や休み時間、部活動の生徒の様子を観察し、信頼関係の構築に努める。
- ・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・生活ノートを活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・定期的に、「学校生活アンケート」を実施する。
- ・学期毎に、七尾市教育委員会による「いじめに関する調査」を実施する。

(3) 教育相談体制の充実

- ・「学校生活アンケート」をもとに、定期的な教育相談を実施する。
- ・生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーの効果的な活用を図る。

(4) 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、生徒たちは様々な悩みや不安にともなうサインを言葉や表情、しぐさなどで表しています。教師は一人一人の生徒が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切です。

① いじめられている生徒が出すサイン (※印 無理にやらされている可能性のあるもの)

発見の機会	観察の視点(特に、変化が見られる点)	
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○表情がさえず、うつむきがちになる	○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○出席確認の声が小さい
授業開始時	○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子等が散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分 ○ひどいアダ名で呼ばれる ※テストを白紙で出す	○グループ分けで孤立することが多い ○保健室によく行くようになる に名前があげられる ※不真面目な態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする
休み時間	○一人でいることが多い ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ○遊びの中で孤立しがちである ※大声で歌を歌う	○集中してボールを当てられる ○用もないのに職員室等に来る ○プロレスごっこで負けることが多い ※仲良しでない者とトイレに行くことが多い
給食時間	○食べ物にいたずらをされる ○グループで食べる時、席を離している ○好きな物を級友に譲る	○嫌われるメニューの時に多く盛られる ○その子どもが配膳すると嫌がられる ※好きな物を級友に譲る
清掃時間	○目の前にゴミを捨てられる ○椅子や机がぼつんと残る ※さぼることが多くなる	○最後まで一人でする ○人の嫌がる仕事を一人でする ※人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○用事がないのに学校に残っている日がある ○部活動に参加しなくなる	○顔にすり傷や鼻血の跡がある ※他の生徒の荷物を持って帰る
動作や表情	○活気がなくおどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる	○視線を合わさない ○教師と話すとき不安な表情をする ○言葉づかいが荒れた感じになる
持ち物 服装	○教科書等にいたずら書きされる ○持ち物、靴、傘等を隠される	○刃物等、危険な物を所持する
その他	○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○インターネットや携帯電誘のメールに悪口を書き込まれる	○教材費、写真代等の提出が遅れる

② いじめている生徒が出すサイン

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に変化が見られる点)	
授業中	○文具などを本人の許可なく勝手に使っている ○自分の宿題をやらせている ○プリントなどの配布物をわざと配らない。床に落とす。	○指名されただけで目配りし、嘲笑する ○授業の後片付けを押しつけている ○後ろからイスを蹴る。文具等で体をつつく。
休み時間	○嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○けんかするよう仕向けている	○移動の際など、自分の道具を持たせている ○平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	○配膳させたり、後片付けさせたりしている ○自分の嫌いな食べ物を押しつける	○自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清掃時	○雑巾がけばかりさせている ○雑巾を絞らせている	○机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放課後	○自分の用事に付き合わせる	○違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

③ その他に注意しなければならない様子 (※印 無理にやらされている可能性のあるもの)

様 子	観 察 の 視 点 (特に変化が見られる点)	
動作や表情	○活気がなくおどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○独り言を言ったり急に大声を出したりする	○視線を合わさない ○教師と話するとき不安な表情をする ○委員を辞める等やる気を失う ※言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○教科書等にいたずら書きされる ○持ち物、靴、傘等を隠される	○刃物等、危険な物を所持する
その他	○日記、作文、絵画等にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる	○教材費、写真代等の提出が遅れる ○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

(5) 家庭で分かるいじめの発見のポイント

いじめられている子どもは家庭においてもサインを出している場合がある。学校は保護者から子どもの家庭での様子について以下の相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる。

<いじめられている子どもが家庭で出すサイン>

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がわかない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

<ネット上のいじめにあっている子どもが家庭で出すサイン>

- パソコンや携帯電話等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

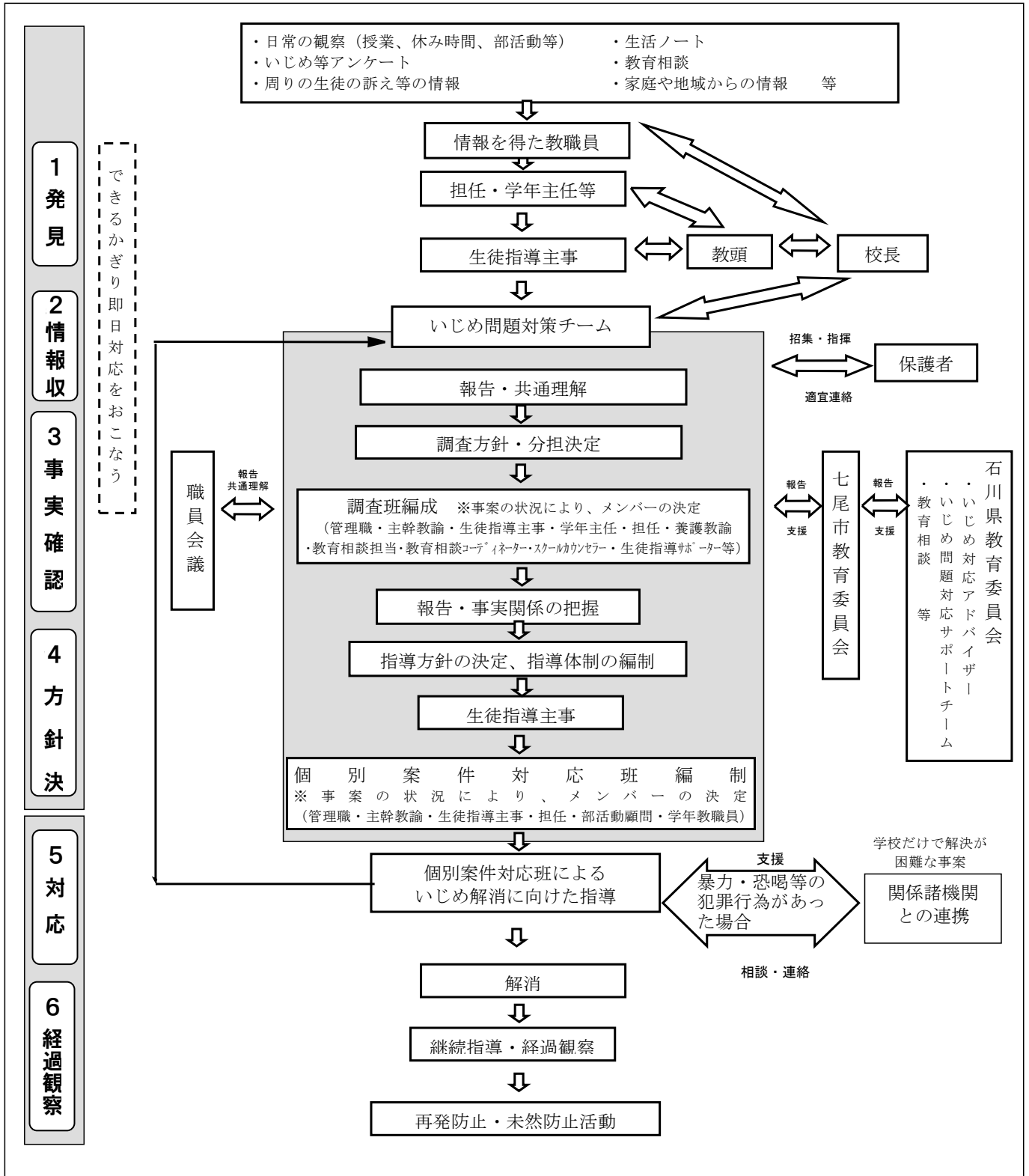
6 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・相談を受けたときの対応

教職員がいじめを発見、または相談を受けた場合には特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ問題対策チーム」にいじめにかかわる情報を報告し、組織的な対応につなげる。すなわち、特定の教職員がいじめにかかわる情報を抱え込み、報告を行わないことは「法」第23条第1項に違反し得る。いじめが認められた場合、ただちに解決のための次の行動をとる。

- I. 主に担任はただちに校長・教頭あるいは、生徒指導主事にその概略を報告する。
- II. 報告を受けた場合、速やかに「いじめ問題対策チーム」で対応策を決め活動を開始する。

(2) 初期対応の流れ



(3) 「いじめ」のレベルと対応（指導方針の決定）

レベル	実 態	理 解	連 携
1	・悪口を言われる ・からかわれる	<日常的衝突としてのいじめ> 社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの	・全校体制で早期対応 ・教育委員会に報告 ※ここで食い止めるように最大の努力をする
2	・仲間はずれにされる ・無視される		
3	・レベル2が継続 ・叩く、蹴るなどの身体的苦痛が伴う	<教育課題としてのいじめ> 生徒間トラブルが日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があるもの	・教育委員会の指示を仰ぎながら対策を考え対応する
4	・いじめが原因で不登校になる ・保護者や本人がいじめを苦に転校を検討し始める	<重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ> 認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの	・教育委員会、各専門機関と連携し、指示を仰ぎながら対応する
5	・「死」を口にしたり、自傷行為をしたりする		

(4) いじめに対する組織的対応

① いじめ問題対策チームの常設

ア 目的

いじめ問題の未然防止・早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

イ 構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭等で構成し、必要に応じて、いじめ対応アドバイザーやスクールカウンセラー等の専門的知識を有する者を加え構成する。校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

ウ 機能・役割

i いじめを見逃さない学校づくりの推進

- ・「学校いじめ防止基本方針」の加筆・修正を行う。
- ・定期的な校内巡視を実施し、情報の交換・共有を行う。
- ・生活アンケートや個人面談の内容や方法の検討及び結果の分析を行う。

ii 学校や教職員がいじめ問題への対応力向上

- ・いじめに関する資料の提示を行い、教職員がいじめ問題への理解を深める。
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。

iii 「学校いじめ防止基本方針」の生徒・保護者、地域に対する周知

- ・「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載し、保護者や地域に周知する。
- ・生徒会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。
- ・「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載し、保護者や地域に周知する。

iv いじめ問題発生時における個別案件対応班の編成と指示

- ・個別案件対応班の設置、対応策の指示・助言を行う。
- ・情報の収集と整理を行う。
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請を行う。
- ・教育委員会、関係機関への協力要請を行う。

② 個別案件対応班の設置

ア 目的

いじめ問題に対し、学級担任など特定の教員による抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

イ 構成

当該生徒の学級担任、部活動顧問等に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

ウ 機能・役割

- ・情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ・具体的な対応策を検討し、役割分担を明確し、役割分担に沿った対応を進める。
- ・事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- ・対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- ・対応の結果について整理し、記録に残す。

③ いじめ対応アドバイザーの活用

- ・平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ・いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言

(5) 子どもや保護者へのいじめの対応

ア いじめられている生徒への対応	イ いじめられている生徒の保護者への対応
<p>①いじめられている生徒を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心感を与えるように努める。</p> <p>②決して一人で悩まず、友人や親、教師等相談しやすい相手に相談するよう指導する。</p> <p>③いじめの事実関係の正しい把握とじっくりと生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。</p> <p>④謝罪や仲直り後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。</p> <p>⑤生徒の長所を積極的に見つけ認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。</p> <p>⑥いじめられている生徒を守り通すとの観点から場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等保護者と相談しながら弾力的に対応する。</p>	<p>①いじめの訴えをはじめ、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。</p> <p>②家庭訪問や来校依頼等による話し合いの機会を早急に持つ。その際、保護者の気持ちを十分に受け止め、対応策の協議にあたる。また学校として、いじめられている生徒を守り通すことを十分伝える。</p> <p>③いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。</p> <p>④学校や家庭での様子について細かく連携を図る。</p> <p>⑤必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。</p> <p>⑥家庭においても生徒の様子に十分注意してもらい、小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。</p>
ウ いじめている生徒への対応	エ いじめている生徒の保護者への対応
<p>①いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。</p> <p>②いじめの傍観者からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。</p> <p>③集団によるいじめは、いじめの中心者が表面に出ていないことがある。いじめ集団内の力関係や、一人一人の言動を正しく分析して指導する。</p> <p>④いじめは犯罪であるという認識を理解させる。</p> <p>⑤いじめた生徒の心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせるなど人間関係や生活体験を豊かにする指導を継続して行う。</p> <p>⑥解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。</p> <p>⑦十分な指導後もいじめが続く場合は、いじめた生徒の保護者の理解をもって出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった生徒には立ち直りのための個に応じた指導を工夫する。</p>	<p>①いじめの事実を正確に伝え、いじめられている生徒や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。</p> <p>②いじめられた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。</p> <p>③いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。</p> <p>④生徒の変容を図るために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え具体的に助言する。</p>
オ いじめが起きた集団への働きかけ	
<p>『教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す』</p> <p>①具体的事実に基づいて話し合う(当事者の了解・配慮)。</p> <p>②いじめられた子どもに共感させ、いじめた子どもも学級集団に情緒的に取り込むようにする。</p> <p>③傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。</p> <p>④「いじめる・いじめられる」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級をつくる。</p> <p>⑤意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。</p> <p>【学級での話し合いの進め方】</p> <p>ア事実と問題の明確化…いじめは許されない行為である</p> <p>イ冷静な解決の模索…生活の振り返り、自己内省による知的変革</p> <p>ウ行動指針の発見…内省による具体的行動(是認、黙認⇒責任の確認)、人権意識の育成、信頼感の確立</p> <p>エ連帯感の育成、人間関係づくり…自己存在感</p>	

7 いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の二つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮しながら、「いじめ問題対策チーム」で判断する。

○解消の要件

A. いじめに係る行為が止んでいること

- 被害児童生徒に対する心理的、物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要とされる場合は「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

B. 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- 被害児童生徒本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

○解消後の見守りの重要である

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員はいじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

8 ネット上のいじめの対応について

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレイヤーやゲーム機などの無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、容易にインターネットに接続できる環境が拡大している。生徒にとってはこれまで以上に膨大な情報に接する機会が増えてきた。また、こうした機器の利用について大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、インターネット上のいじめの未然防止に努める必要がある。さらに、学校は生徒に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

(1) インターネット上のいじめの特長について

- 不特定多数の者から絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短時間で極めて深刻なものになる。
- 一つの行為がいじめの被害にとどまらず、学校、家庭、及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。
- 匿名性から安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- インターネット上に一度流出した個人情報等は複製が容易であることから回収・消去することが極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師等の身近な大人が子どもの携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
- 子どもの使用しているサイト等を詳細に確認することが困難なため、いじめの実態把握が難しい。
- パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、メール等を利用したいじめ等についてはより大人の目に触れにくく、発見しにくい。
- グループチャット機能のあるアプリにおいてはグループから外されるという行為が散見される。

(2) インターネット上のいじめの未然防止・早期発見について

- 生徒に対してインターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び生徒の発達段階に応じ情報モラル教育を推進する。
- 教職員がインターネット上のいじめについて理解するとともに、保護者においても理解を求めていく。
- インターネット利用に関する親子のルール作りや生徒同士のルール作りを推進する。
- 生徒が悩みを抱え込まないように学校内に生徒が相談しやすい環境を作るとともに、例えば法務局におけるインターネット上の人権侵害に関する相談の受付などの関係機関の取り組みについても周知する。
- 保護者は防犯、防災その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話を所持させないよう努める。
- 保護者は、生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底させるよう努める。

(3) インターネット上のいじめの対応について

- ・インターネット上のいじめの対応に当たってはその性質上、より速やかで適切な対応が求められる。
- ・学校は市教育委員会とともに、保護者や関係機関と連携して迅速に対応していく。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害生徒及び加害生徒双方から十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については一旦保存した上で被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や法務局の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

被害生徒・保護者	学校・関係機関	加害生徒・保護者
<ul style="list-style-type: none"> ・書き込み（誹謗・中傷）の被害にあった場合はすぐに学校の担任か生徒指導担当に知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・決して一人で悩まず、安心して相談してもらうようにする。 ・相手の名前がわかっても、すぐに学校から連絡をせず、しばらく様子を見る。 ・被害者にその内容のデータをすぐに削除しないで保存するように伝える。できればデータを学校に転送するように依頼する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・保存したデータを学校に渡す。 ・学校と協力して内容をチェックする。 ・書き込みの内容によっては、警察に連絡する。 ・場合によっては、被害届を出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転送されたデータを学校の PC に保存し、内容をプリントアウトする。 ・書き込みの内容によっては、警察に連絡する場合があることも保護者に伝える。 （犯罪、写真、電話番号の掲載、誹謗・中傷等） ※加害者が消去する前にチェックすべきこと（内容を複数の職員で吟味する） ①誰が書いたか ②誰について書いたか ③いつ書いたか ④何で（携帯かPCか）書いたか ⑤写真の有無 ⑥URL ⑦メールアドレス等 ⑧HP を無料で提供している会社名等 ⑨できればパスワード ⑩その他 	
<ul style="list-style-type: none"> ・加害生徒との人間関係や出来事を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・①②が確認できた時点で両者の友達関係や出来事等を確認する。 ・内容が被害者に対しての誹謗、中傷に間違いないと判断された場合は加害者を呼び事実か否かを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒との人間関係や出来事を確認する。 ・加害生徒に事実確認をする。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校側から進展等状況の説明を受ける。その際、加害者及びその保護者に対する要望を学校に伝える。 ・加害者が認めなかった場合や書き込みしたのが誰であるかどうしても突き止めたい場合は警察に相談する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者の親に連絡し、面談を求める。 ・被害者の親に連絡し、事実関係を説明する。その際、被害者及びその保護者の要望を聞く。 ・双方の保護者が納得いかない場合は資料を提示する。その際、データを所有していることや入手先は言わないが、認めなかった場合には提示し確認する。 ・警察は被害者からの訴えに対して、プロバイダに直接、内容確認や削除の依頼はできないので家庭裁判所へ申請してからになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に学校へ来てもらうか家庭訪問をする。 【加害を認めた場合】 ①原因 ②本人以外の有無 ③いつ頃から ④善悪の認識 ⑤その他を確認する。 【加害を認めなかった場合】 資料を提示し、再度確認する。 ・被害者への謝罪を促す。
<ul style="list-style-type: none"> ・被害者へのケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止策 <全職員> 	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者へのケア

(4) 削除依頼等の手順について

① 書き込み内容の確認と保存

- (1)書き込みのあったページをパソコンや携帯電話に保存し、該当のページを印刷する。
(2)掲示板等のアドレス（URL：http//…）を記録する。
(3)内容が悪質で犯罪となる可能性がある場合は、直ちに警察に通報又は相談し、削除等について指示を受ける。
※石川県警察本部生活環境課サイバー犯罪対策室（Tel 076-225-0110）

② 管理者への削除依頼

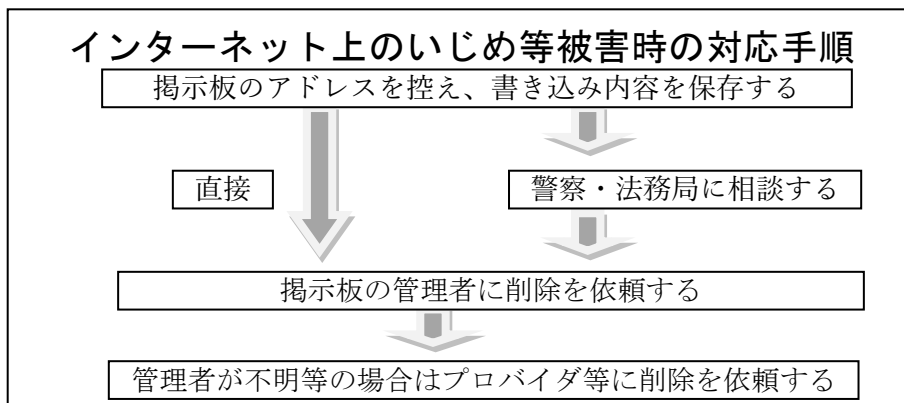
- (1)書き込みのある掲示板等のトップページの「管理者へのメール」、「削除用メールアドレス」などから、管理者へ削除依頼をする。
(2)管理者への削除依頼を行う際、具体的に書かれている内容とともに、書き込みのあるアドレスを明記する。

③ 削除完了の確認

削除されない場合

- (1)管理者が削除依頼に応じないときや管理者への連絡が取れないときは、掲示板のプロバイダ（提供会社）に削除依頼を行う。依頼方法は管理者と同様に行う。
(2)警察に相談する。また、プロバイダが応じない場合は、プロバイダ責任制限法に基づいて依頼することも考えられる。

④ 書き込み内容の確認と保存



9 家庭・地域の役割

生徒を取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にもどの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚する。また、生徒に関わる全ての大人は学校生活、家庭生活、地域活動等において生徒に物理的・心理的暴力を行うことも、見せることも「いじめを行う行為」につながると理解し、生徒が安心して安全な生活を送れるように努める。

(1) 家庭・地域を含めた連携

- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。
- 児童からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。
- P T Aなどの関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

(2) 保護者の責務等

- 保護者の責務等については、「6 いじめに対する措置」等において取り上げたように、いじめられている子ども、いじめている子どもそれぞれへの適切な対応が考えられるが、「法」にあるように、以下の点にも留意する。
- 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（「法」第9条第1項）
- 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。（「法」第9条第2項）
- 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（「法」第9条第3項）

10 いじめの取組の検証・見直し

		チェックポイント	教職員	対策チーム
指導体制	1	いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。		
	2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。		
	3	いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。		
未然防止・早期発見・早期対応	4	教師は日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。		
	5	児童の生活実態について、きめ細かく把握に努めるなど、児童が発する信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。		
	6	養護教諭やS C等と連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備が行われ、それが十分に機能しているか。		
	7	いじめについて訴えがあったときは問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく的確に対応しているか。		
	8	いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、必要に応じ県教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行うとともに、その周知や広報が行われているか。		
	9	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。		
教育指導	10	「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち、学校全体として校長をはじめ、各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。		
	11	道徳や学級活動の時間及び児童会活動などにおいて、いじめに関わる問題を取り上げ、適切な指導・助言を行うとともに、 <u>道徳教育の充実</u> が図られているか。		
	12	いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。		
	13	いじめられている児童に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。		
	14	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りにふれ必要な指導を行っているか。		
家庭・地域社会との連携	15	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画(学校いじめ防止基本方針)等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。		
	16	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。		

1.1 重大事態について

(1) 重大事態の基準（いじめ法第28条第1項）

- | |
|---|
| I いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に <u>重大な被害</u> (※1)が生じた疑いがあると認めるとき。 |
| II いじめにより当該学校に在籍する児童等が <u>相当の期間</u> (※2)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |

※1「重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※2「相当の期間」については、国の基本方針に基づき「30日」を目安とする。ただし、目安に関わらず個々の状況を十分に把握しなければならない。（国基本方針より）

(注) なお、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の報告

重大事態の発生

↓ ←必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長（関係機関へ連絡）

↓

市教育委員会→市教育長→市長→県教育委員会

* 事案の調査を行う主体等について判断する。

(3) 重大事態の調査

ア 学校が調査主体の場合

- ・ 市教育委員会の指導助言のもと速やかに個別案件対応班を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 組織の構成については当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、中立性を保って調査する。
- ・ 調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係をできるだけ多く情報収集整理して明確にする
- ・ 調査主体に不都合なことがあったとしても事実にはっきりと向き合い、結果を重視し再発防止に取り組む。
- ・ これまでに先行して調査を実施している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

イ 市教育委員会が調査主体の場合

- ・ 市教育委員会の下に置く附属機関「七尾市いじめ問題調査委員会」が調査を行う。なお、附属機関の構成員に当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者がいる場合はその者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性を確保するようにする。また、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・ 学校は市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

(4) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。

② 調査結果の報告

- ・調査結果については、市教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合にはいじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

③ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・市教育委員会及び学校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる

1 2 主な相談機関

	相談機関	電話番号	受付時間
1	24時間子供SOS相談テレホン	0120-078310 076-298-1699	24時間受付
2	いじめ相談窓口（石川県教育委員会学校指導課）	076-225-1830	月～金 9:00～17:00
3	石川県こころの健康センター	076-238-5750	月～金 8:30～17:15
4	石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～土 9:00～13:00
5	石川県七尾児童相談所	0767-53-0811	月～金 8:30～17:45
6	子どもの人権110番(金沢地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
7	いじめ110番(県警少年サポートセンター)	0120-617-867	24時間受付
8	七尾市教育研究所	0767-57-5671	月～金 9:00～16:00
9	七尾市家庭児童相談室	0767-53-8445	月～金 8:30～17:15
10	「オアシスライン」七尾市・中能登町	0767-52-0783	月～金 13:00～16:00
11	チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00
12	いのちの電話（法人 日本いのちの電話連盟）	0120-783-556	毎日 10:00～22:00
13	よりそいネットライン（法人	0120-279-338	24時間受付

【別表】 いじめの指導における各教科・領域等での関連指導事項

1年生

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	雑	保健体育	英語	道徳	学活	総合
4	花曇の向こう			身近な生物の観察		自己紹介カード (自分らしさを表現する)		(体育分野) 体づくり運動		いまを生きる大切さ	中学生になって新しい学級の出発	〈地域を知る〉 課題発見
5		世界各地の人々の生活と環境		葉、茎、根のつくり	全体の曲想を感じ取って	絵文字 (個性を認め合う)			Unit2 学校で	自分をきかせる	エンカウンター	目標設定 (グループでの話し合い)
6	好きなものを紹介しよう	文明のおこりと日本の成り立ち		植物の世界植物の分類				(保健分野) 生殖機能の成熟	Unit3 わたしの好きなこと	正しい異性理解	人間関係づくりエクササイズ	調べ学習(役割分担・協力)
7	光る地平線					風塵雷神、自然と人と(学び合い)		(保健分野) 異性の尊重と性情報への対処		よりよい集団づくり	1学期をふり返る	
8										家族の一員として		
9	星の花が降るころに大人になれた弟たちに				曲想を豊かに感じ取って	色とイメージ(人の共通心理)		(保健分野) 社会性の発達と自己形成		いじめを許さぬ強さ	運動会を成功させよう 人間関係づくりエクササイズ	まとめ
10					曲想を豊かに感じ取って			(保健分野) 心と体の関わり	Daily Scene3 グリーティングカード	心のあたたかさ	学校祭を成功させよう 合唱コンクールを盛り上げよう	まとめと発表
11		北ア7州 南ア7州 オセア7州	比例と反比例		アルトリコーダーに挑戦			(保健分野) 欲求と欲求不満		他に学ぶ姿勢	一人で落ち込まないために	振り返りと自己評価
12			平面図形		箏の表現を生かして	気持ちを伝えるデザイン(感謝を伝える)		(保健分野) ストレスと心の発達		かけがえない家族	2学期をふり返る	職業調べ 職業体験講話
1	少年の日の思い出		平面図形	火をふく大地	声部の役割を生かして	形を丸ごと感じてみよう		(保健分野) ストレスへの対処と心の健康		生命の尊さ	3学期の学級生活	職業調べ
2			空間図形	動き続ける大地	歌詞の内容や曲想を感じ取って		情報モラルと知的財産		Daily Scene ちよつとお願い	思いやり		職場体験に向けて、地域の職業調べ
3				大地の変化を読み取る		文様、飾りの小宇宙				善意や支えへの感謝	1年生をふり返って	

【別表】 いじめの指導における各教科・領域等での関連指導事項

2年生

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	技術・家庭	保健体育	英語	道徳	学活	総合
4	アイスプラネット				歌詞の内容や全体の響きを生かして	気持ちを表現する鉛筆デッサン(共感)		(体育分野)体づくり運動	Unit1 A Friend in a Sister School	育み合う友情	新しい学級生活の出發	自主プラン計画
5		世界からみた日本の人口									エンカウンター	
6	メディアと上手につき合うために	ヨーロッパ人との出会いと全国統一							Daily Scene2 ていねいをお願い	ともに生きる社会		職場体験事前学習
7				生物と細胞		灰色のフェルト帽の自画像(学び合い)				誠実な心	1学期をふり返る	職場体験事前学習
8										家族の一員として		
9			1次関数	動物のからだのつくりとはたらき	音楽の構成を生かして	季節感のある暮らしを楽しむ(個性の尊重)			Let's Read 1 The Carpenter's Gift	強い正義感	お互いを知る	
10		明治維新	1次関数	生物の変遷と進化	音楽の構成を工夫して			(体育理論)運動やスポーツが社会性の発達に及ぼす効果			学校祭を成功させよう合唱コンクールを盛り上げよう	高校調べを通して将来を考える
11	気持ちを込めて書こう		平行と合同		音楽の構成を工夫して				Unit 5 Universal Design	かけがえのない命	一人で落ち込まないために	
12			平行と合同			ゲルニカ、明日への願い(学び合い)					2学期をふり返る	
1			三角形と四角形			情報を整理して伝える(思いやる心)				正義を重んじる心	3学期の学級生活	立志式事前学習
2	走れメロス	北海道地方		大気の様子と日本の天気	歌い合わせて聴き深める喜び		情報モラルと知的財産		Unit7 The Movie Dolphinn Tale			修学旅行事前学習
3		日清・日露戦争と近代産業			歌い合わせて聴き深める喜び		情報通信ネットワークの利用			他を思いやる心	2年生を振り返って	

【別表】 いじめの指導における各教科・領域等での関連指導事項

3年生

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	技術・家庭	保健体育	英語	道徳	学活	総合
4	握手	第一次世界大戦				思いを伝える 筆文字・掛け 軸(個性を認 める)	家族関 係をより よくして いこう	体づく り運動			新しい 学級生 活の出 発	
5		第二次世界大戦			声部の 役割や 音楽の 構成を 生かし て			現代生 活にお けるス ポーツ の文化 的意義	Unit2 From the Other Side of the Earth	信頼に 支えら れた友 情	エンカ ウンタ ー	
6				生物の 成長						生命の 尊さ		
7	批評の 言葉を ためる 高瀬舟	人権と 日本国 憲法		遺伝の 規則性 と遺伝 子		てん刻 (名前 に対する 愛着)			Unit3 Fair Trade Event		1学期 をふり 返る	
8										家族の一 員として		
9	故郷	人権と共 生社会 これから の人権 保障	関数 $y = ax^2$		混声合 唱の深 まり	暮らしの 中のキャ ラクター (学び合 い)	情報に 関する 技術と わたし たち		Let's Read 1 A Mot her's L ullaby	いじめ を許さ ぬ心	彼を知 り、彼 女を知 る	
10			関数 $y = ax^2$		混声合 唱の深 まり						学校祭を 成功させ よう 合唱コン クールを 盛り上 げよう	
11			相似な 図形			卒業制作 展にむけ て(互いを 尊重する)		性感染症 の予防 エイズの 予防			一人で 落ち込 まない ために	
12			相似な 図形		リズムパ ターンで 構成する 音楽の 楽しみ				Unit6 Striving for a Better World	公正、 公平な 心	・2学 期をふ り返る	
1		国民生 活と福 祉						国際的な スポーツ 大会が 果たす 文化的 意義		心のふ れ合い	3学期 の学級 生活	
2	誰かの 代わりに	国際社 会と世 界平和		自然と 人間	歌い合 わせて 聴き深 める喜 び		情報モ ラルと 知的財 産	人々を結 びつける スポーツ の文化 的なた らき				
3					歌い合 わせて 聴き深 める喜 び						3年間 をふり 返って	